

## 第16章 環境影響評価の推進

### 第1節 環境影響評価制度の概要

#### 1 環境影響評価制度

環境影響評価制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業を行う事業者が、その事業が自然環境、地域生活環境及び社会・文化環境等に与える影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公開し、地域住民等から意見を求め、それらの意見を踏まえつつ環境配慮を行う制度である。この制度は、開発事業による環境汚染を未然に防止するため広く市民等の意見を聞くものであり、良好な環境を保全する上で有効な手段である。

#### 2 環境影響評価法

昭和47年6月、国は、「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解を行い、国の行政機関はその所掌する公共事業について、あらかじめ、必要に応じ、環境に及ぼす影響の調査を行うよう指導することとなり環境影響評価に関する取組を始めた。また、同年7月には四日市公害訴訟の判決の中で、各企業の操業上の過失とともに立地上の過失が認定された。この判決をひとつの契機として、従来の環境行政による公害被害の防止と救済といった対症療法的な取組に対し、開発によってもたらされる公害を始めとする環境汚染の未然防止の有効な手段としての環境影響評価制度の確立が重要かつ肝要な措置であるとする認識が広く国民の間に高まっていった。

環境庁は、昭和54年に出された「速やかに環境影響評価の法制度を図られたい」旨の中央公害対策審議会の答申を踏まえ、昭和56年4月、環境影響評価法案を国会に提出したが、昭和58年11月の衆議院の解散に伴ない、審議未了・廃案となった。その後、国の環境影響評価は、昭和59年に閣議決定された「環境影響評価実施要綱」のほか、「公有水面埋立法」、「港湾法」等の個別法及び各省庁の行政指導によって実施されてきた。

平成5年制定の「環境基本法」の中で、環境影響評価の必要性が国の施策として位置づけられたこと等を受けて、国における統一的な環境影響評価制度の確立が必要となった。こうしたことから平成9年2月の中央環境審議会からの答申を受けて平成9年5月に法案が国会に提出され、同年6月13日に「環境影響評価法」（以下「法」という。）が制定・公布された。（法の対象事業については別表1、法の手続については別表2のとおりである。）

その後、平成21年7月には中央環境審議会に環境影響評価制度を見直すための専門委員会が設置され、法の施行後10年を経過したことを踏まえた必要な措置等に調査・検討された。平成22年2月の中央環境審議会からの「今後の環境影響評価制度の在り方について」答申を受けて、同年3月「環境影響評価法の一部を改正する法律（案）」が国会に提出され、平成23年4月に成立・公布された。

改正法においては、交付金の交付対象事業の法対象事業への追加、方法書段階における説明会開催の義務化、政令で定める市からの事業者への直接の意見提出、電子縦覧の義務化、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階配慮書（配慮書）の手続及び環境保全措置等の報告・公表（報告書）の手続の新設などが盛り込まれ、平成24年4月に一部施行、平成25年4月に完全施行されることとなった。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例

川崎市では、住民福祉を保障するためには良好な地域環境づくりが不可欠であるとの考えに基づき、環境影響評価の制度化に積極的に取り組み、昭和51年10月「川崎市環境影響評価に関する条例」（以下「旧アセス条例」という。）を制定した。

これは、我が国の自治体における条例化の第1号であり、環境に影響を及ぼすおそれのある事業として11の事業を指定開発行為（対象事業）として定めた。また、良好な環境保全を図るための指針として「地域環境管理計画」を策定し、その中で環境影響評価項目、地区別環境保全水準、環境影響評価の標準的技法等を明示した。

旧アセス条例制定から四半世紀にわたり環境影響評価を実施してきたが、社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩等による環境問題の複雑化や平成9年の法制定等を背景として、旧アセス条例の見直しに向けて川崎市環境行政制度検討委員会を設置し、環境関連3条例の改正等について諮問した。そして、その答申を受けて平成11年12月に「川崎市環境影響評価に関する条例」

（以下「現行条例」という。）を公布、翌12年12月から施行した。現行条例では、法対象事業への対応はもとより、対象事業の拡大、事業規模に応じた手続や計画段階手続（環境配慮計画書）・方法書に係る手続・事後調査手続といった新たな手続手法の導入等を盛り込んだ。また、指定開発行為の規模未滿事業への対応も図り、近接して行われる2以上の開発事業の実施が複合的な環境影響として指定開発行為に相当するときは複合開発事業として環境影響評価手続の実施及び自主的環境影響評価の実施についても新たに規定を設けた。さらに、旧アセス条例における環境影響評価の指針であった「地域環境管理計画」についても見直しを行い、環境影響評価項目ごとの環境保全水準を定めた「地域環境管理計画」と、予測、評価手法等の技術的細目を定めた「環境影響評価等技術指針」の2つに分離して策定した。その後、地球温暖化やヒートアイランド現象等新たな環境問題が顕在化し、京都議定書目標達成計画の閣議決定など、環境行政を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、平成19年4月に「地域環境管理計画」及び「環境影響評価等技術指針」の見直しを行った。また、「環境影響評価等技術指針」については、平成22年4月に施行された「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に連携し、環境影響評価制度をより充実させるため、環境影響評価項目に「温室効果ガス」を追加する見直しを行い、平成23年4月から運用を開始した。その後、平成23年3月の川崎市環境基本計画の全面改定を受けて、平成24年1月に「地域環境管理計画」を変更し、「望ましい環境像」を「めざすべき環境像」と変えるとともに、環境配慮計画書に係る環境要素及び項目については、環境基本計画との整合を図った。

なお、平成23年4月の法の一部改正により、法対象事業の実施による影響を受ける範囲がその市域内に限られる場合は、市長が直接事業者に対し、意見を述べるものとされたことに伴い、市長が当該意見を述べようとするときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとして、平成23年12月に条例の一部を改正する条例を公布し、平成24年4月から施行した。また、平成23年12月の環境影響評価審議会の答申「今後の環境影響評価制度のあり方について」を踏まえ、実効的でより一層の環境配慮を促すため、環境配慮計画書制度を拡充し、計画段階での新たな環境配慮手続を設けるとともに、効果的でより開かれた制度となるよう、インターネットの利用による環境影響評価に係る図書の公表、説明会の開催を義務化する等のため、平成24年12月に条例の一部を改正する条例及び施行規則の一部を改正する規則を公布し、平成25年4月から施行することとなった。併せて、「地域環境管理計画」及び「環境影響評価等技術指針」も変更することとなった。

## 4 手続について

条例では、手続を指定開発行為の規模に応じて第1種行為、第2種行為、第3種行為（別表3）、及び法対象事業（別表1）に区分している。川崎市の環境影響評価手続の流れは、別表4のとおりである。また、環境影響評価法と川崎市条例の手続上の相関関係は別表2のとおりである。

## 第2節 環境影響評価手続の実施状況

### 1 指定開発行為等の届出件数（平成25年3月末現在）

平成24年度に届出のあった指定開発行為等は6件であり、昭和52年の条例施行から平成24年度までに届出のあった指定開発行為等の件数は、旧アセス条例における届出132件及び現行条例における届出147件である。

### 2 審査書の公表

昭和51年10月制定の「旧アセス条例」に基づいて、審査書等を公表した件数は132件である。

平成12年12月から施行した「現行条例」に基づいて、平成24年度までに届出のあった指定開発行為等の内、審査書等を公表した件数は170件である。その指定開発行為等の手続の種類別内訳は次のとおりである。

年度 指定開発行為 等の手続きの種類	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	計 (件)
第1種行為	0	1	4	13	6	5	4	2	4	5	3	3	50
第2種行為	1	3	3	2	4	3	2	2	3	1	1	0	25
第3種行為	3	4	7	10	9	8	10	8	5	4	2	4	74
法対象事業	0	2	0	0	1	1	0	0	2	0	1	1	8
複合開発事業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
自主的環境影響評価	1	1	3	1	0	0	1	1	2	1	1	0	12
計(件)	5	11	17	27	20	17	17	13	16	11	8	8	170

※第1種行為及び法対象事業においては方法書、準備書に対し審査書を公表するため、届出件数とは一致しない。

### 3 市長意見の公表（平成25年3月末までの累計）

平成24年度までに市長意見を公表した法対象事業の件数は、13件である。

### 4 平成24年度の環境影響評価の実績

平成24年度における審査書の公表件数は8件である。また、その内訳は次のとおりである。

No.	指定開発行為等の名称	指定開発行為者	開発目的	開発面積等	準備書(方法書)等の受理	審査書の公表	備考
1	川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画	東京電力株式会社	電力の安定的な供給力確保のための設備増設	約280,000㎡	24.1.13	24.7.10	法対象条例審査書
2	神奈川県警察職員宿舎整備運営事業「下小田中地区」	三菱倉庫株式会社	集合住宅の建設	約13,785㎡	24.3.19	24.9.7	条例審査書
3	(仮称)末長住宅建設計画	川崎市	共同住宅の建設	約8,800㎡	24.6.1	24.9.28	条例審査書
4	(仮称)中野島住宅建設計画	川崎市	共同住宅の建設	約15,191㎡	24.6.22	24.10.22	条例審査書
5	小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業	小杉町3丁目東地区市街地再開発準備組合	住宅団地及び商業・業務等施設の新設	約10,610㎡	24.8.10	24.11.29	条例方法審査書
6	(仮称)小杉町二丁目開発計画	三井不動産レジデンシャル株式会社 J×日鉱日石不動産株式会社	商業施設及び住宅団地の新設	約20,230㎡	23.10.14	24.12.7	条例審査書
7	(仮称)二子一丁目マンション計画	東京急行電鉄株式会社	集合住宅の新設	16,828.0㎡	24.7.2	24.12.25	条例審査書
8	(仮称)富士通川崎工場再開発計画	富士通株式会社	業務施設の新設等	約120,600㎡	23.9.9	25.2.27	条例審査書

## 環境影響評価法対象事業一覧

別表1

	第一種事業	第二種事業
1 道路		
高速自動車道国道	すべて	—————
首都高速道路等	4車線以上のもの	—————
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km以上10km未満
大規模林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km以上20km未満
2 河川		
ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満
堰	湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満
湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満
放水路	改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満
3 鉄道		
新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	—————
普通鉄道	10km以上	7.5km以上10km未満
軌道（普通鉄道相当）	10km以上	7.5km以上10km未満
4 飛行場	滑走路長2500m以上	1875m以上2500m未満
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	2.25万kW以上3万kW未満
火力発電所（地熱以外）	出力15万kW以上	11.25万kW以上15万kW未満
火力発電所（地熱）	出力1万kW以上	7500kW以上1万kW未満
原子力発電所	すべて	—————
風力発電所 <sup>※1</sup>	出力1万kW以上	7500kW以上1万kW未満
6 廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha以上30ha未満
7 公有水面の埋立て及び干拓	50ha超	40ha以上50ha未満
8 土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
10 工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
11 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
13 宅地の造成事業 <sup>※2</sup>	100ha以上	75ha以上100ha未満
○ 港湾計画 <sup>※3</sup>	埋立・掘込み面積300ha以上	

※1 平成24年10月1日から、風力発電所が対象事業に追加。

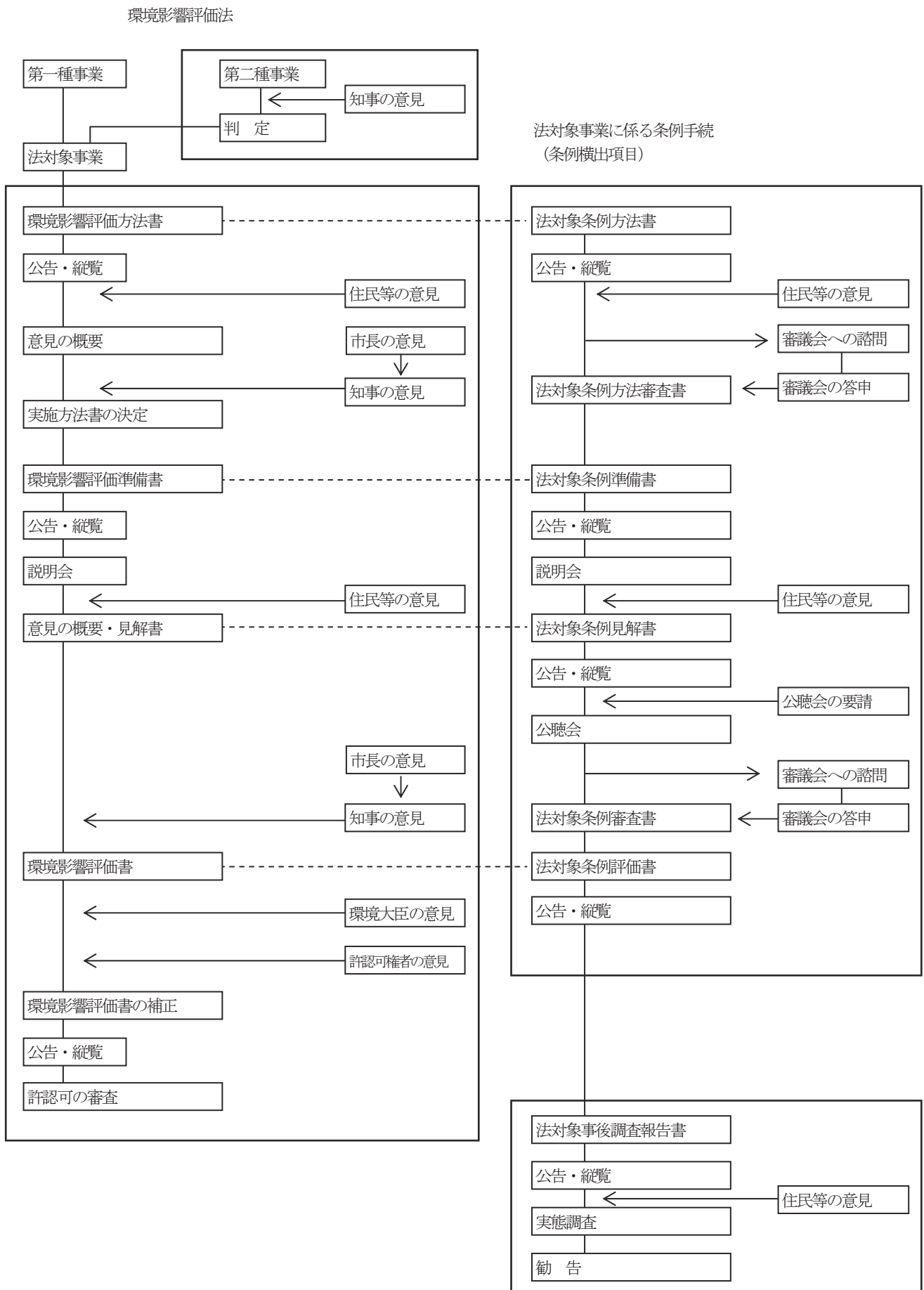
※2 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

※3 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。

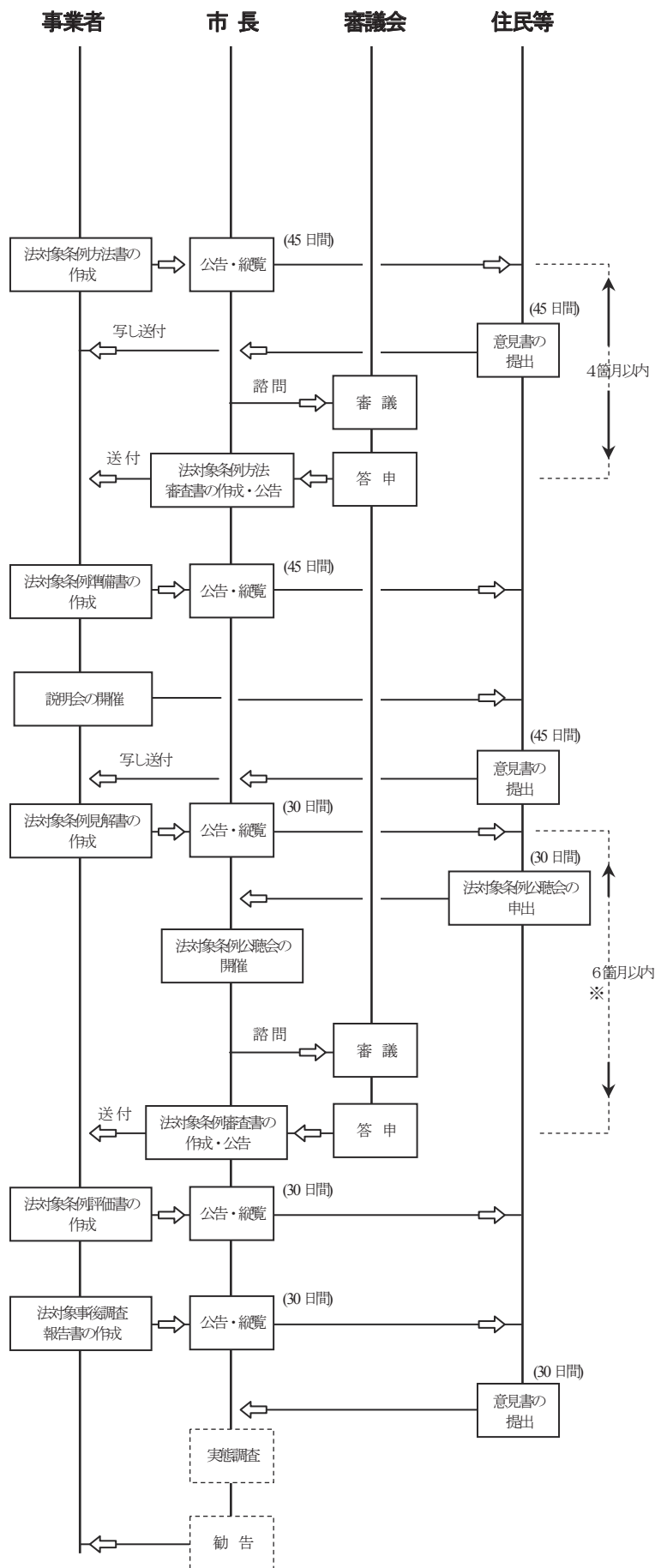


環境影響評価法と川崎市条例の関係フロー図

別表2



### 川崎市独自の評価項目に係る法対象事業の手続き



## 指定開発行為の種類（条例第3条関係）

## 別表3

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。)	(1) 開発行為(区画のみの変更を行う開発行為を除く。)であって、開発区域(都市計画法第4条第13項の開発区域をいう。以下同じ。)の面積が1ヘクタール以上のもの	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	開発区域の面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの又は開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル以上のもの	開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル未満のもの
	(2) 区画のみの変更を行う開発行為であって、開発区域の面積が20ヘクタール(臨港地区(都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。以下同じ)のみに于行われるものにあつては、30ヘクタール)以上のもの			
2 埋立て	(1) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立てであつて、埋立てに係る区域の面積(以下「埋立面積」という。)が15ヘクタール以上のもの	全事業		
	(2) 公有水面の埋立て以外の埋立て(1.5メートル以上の高さの盛土を行うことをいう。)であつて、埋立面積が1ヘクタール以上のもの(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域において行われるものを除く。)	埋立面積が10ヘクタール以上のもの	埋立面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	埋立面積が5ヘクタール未満のもの
3 高層建築物の新設	建築物(建築基準法第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。)の新設であつて、建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の建築物の高さをいう。以下同じ。)が80メートル以上のもの	建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号(ただし、同号ただし書の規定は適用しない。)の延べ面積をいう。以下同じ。)が50,000平方メートル以上のもの	第1種行為に該当しないもの	
4 住宅団地の新設	住宅団地(一団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。以下同じ。)の新設であつて、事業に係る区域(以下「事業区域」という。)の面積が1ヘクタール以上又は計画人口が500人(都市計画法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(以下「住居専用地域」という。)において行われるものにあつては300人、住居専用地域とそれ以外の地域にまたがって行われるものにあつてはこの表の備考に定める人数)以上のもの	事業区域の面積が10ヘクタール以上又は計画人口が3,000人以上のもの	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	事業区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、計画人口が1,500人未満のもの



事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
5 工場又は事業所の新設	製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業及び熱供給業に係る工場又は事業所の新設であって、敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号の建築面積をいう。以下同じ。）の合計が3,000平方メートル以上のもの	敷地面積が3ヘクタール以上で、かつ、建築面積の合計10,000平方メートル以上のもの、工場若しくは事業所からの排出水（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項の排出水をいう。）の量（間接冷却水を除く1日当たりの平均の量をいう。以下「排水量」という。）が1,000立方メートル以上であるもの又は川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第17条第2項第8号の指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考に定めるところにより重油の量に換算した量（以下「燃料使用量」という。）が1時間当たり4キロリットル以上のもの	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域のみにおいて行われるもので、第1種行為に該当しないもの
6 電気工作物の新設	電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号の電気工作物をいう。以下同じ。）のうち発電の用に供するものの新設であって、当該電気工作物の出力が50,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット未満のもの	
7 廃棄物処理施設の新設	廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）の新設であって、敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積の合計が3,000平方メートル以上のもの	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン以上のもの	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン未満のもの	
8 浄水施設の新設	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項の水	敷地面積が10	敷地面積が10	

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
	道施設である浄水施設の新設	ヘクタール以上のもの	ヘクタール未満のもの	
9 下水道終末処理場の新設	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号の終末処理場の新設	敷地面積が10ヘクタール以上のもの	敷地面積が10ヘクタール未満のもの	
10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の増設	(1) 鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道をいう。以下同じ。）又は軌道（軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道をいう。以下同じ。）の新設（新たに起点又は終点を設定して鉄道又は軌道を建設するものをいう。）	新設する鉄道又は軌道の長さが5キロメートル以上のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル未満のもの
	(2) 線路の増設（新たに起点及び終点を設定することなく線路を設置するものをいう。）	増設に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの
11 道路の新設又は車線の増設	(1) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路の新設（新たに起点又は終点を設定してこれらの道路を建設するものをいう。）	全事業		
	(2) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項の高速自動車国道、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路若しくは指定が行われた道路（以下これらを「高速自動車国道等」という。）における車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第5号の車線のうち、同条第7号の登板車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除いた車線をいう。以下同じ。）の増設（新たに起点又は終点を設定することなくこれらの道路における車線を設置をするものをいう。）（(3)に該当するものを除く）	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの	
	(3) 高速自動車国道等と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道等の施設（以下「インターチェンジ」という。）を設けるもの	インターチェンジの総延長が1キロメートル以上のもの	インターチェンジの総延長が1キロメートル未満のもの	
	(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号の道路（高速自動車国道等を除く。以下「一般道路」という。）の新設（新たに起点又は終点を設定して一般道路を建設するものをいう。）であって、当該道路の車線の数が4以上のもの	新設する道路の長さが5キロメートル以上のもの	新設する道路の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する道路の長さが1キロメートル未満のもの
	(5) 一般道路における車線の増設（新たに起点又は終点を設定することなく一般道路における車線を設置するものをいう。）であって、増設後の車線の数が4以上のもの	増設に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの
12 防波堤の新設	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号の外郭施設である防波堤の新設	防波堤の長さが1キロメー	防波堤の長さが1キロメー	

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
		トル以上のもの	トル未満のもの	
13 商業施設の新設	商業施設（主として小売業又は飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設をいう。）の新設であって、敷地面積が1ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が20,000平方メートル以上のもの	敷地面積が10ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものを除く。	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	敷地面積が5ヘクタール未満で、かつ、建築物の延べ面積が50,000平方メートル（臨港地区のみにおいて行われるもの）にあっては、150,000平方メートル）未満のもの
14 研究施設の新設	研究施設（科学技術（主として人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験又は検査を行う施設）の新設であって、敷地面積が3ヘクタール以上のもの	住居専用地域又は都市計画法第8条第1項第1号の第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域のみにおいて行われるもの	第1種行為に該当しないもの	
15 大規模建築物の新設	建築物の新設であって、延べ面積が50,000平方メートル（臨港地区のみにおいて行われるもの）にあっては、150,000平方メートル）以上のもの	延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものを除く。	延べ面積が50,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるもの）にあっては、全事業	

## 備考

- 1 2以上の事業の種類に該当する事業が2以上の事業の種類において指定開発行為に該当する場合であって、それぞれの事業の種類における条例第2条第2号に掲げる指定開発行為の区分が異なるときは、第1種行為に該当するものが含まれる場合にあっては第1種行為の手続を、それ以外の場合にあっては第2種行為の手続を行わなければならない。
- 2 この表において「新設」とは、次に掲げるものを含む。
  - (1) 3の項、4の項、5の項、6の項、7の項、8の項、9の項、12の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあっては、既存の施設を除却して新たに施設を建設し、又は設置するもの（3の項、4の項、6の項及び12の項に掲げる事業の種類に該当する事業を除き、建築面積の80パーセント以上に相当する部分を改築するものを含む。）。この場合において、施設の建築が指定開発行為に該当する場合で、建設し、又は設置する施設が既存の施設と同規模であるときは、この表の規定にかかわらず第3種行為とする。
  - (2) 5の項、7の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあっては、既存の施設を増設するもの。
- 3 5の項、7の項、13の項及び14の項に掲げる事業の種類に該当する事業で、新たに用地を取得せずに同一敷地内に施設を新設するもの）にあっては、当該事業に係る指定開発行為の要件のうち、敷地面積に関する要件は適用しない。

4 この表において「計画人口」とは、新設される住宅団地において居住が想定される人口の合計をいい、一戸建ての住宅にあっては戸数に3.5を乗じた数を、共同住宅その他一戸建ての住宅以外の住宅にあっては住戸の専用床面積（バルコニー及び一般の居室部分と明確に区画される部分の面積を除く。以下同じ。）に応じ、次の表に定める1戸当りの計画人口の数に戸数を乗じた数を合計して算定するものとする。ただし、共同住宅その他一戸建ての住宅以外の住宅のうち、2世帯住宅、店舗併用住宅その他建築物の特殊性によりこの項の規定により算定することが不適当な住宅にあっては、別に定める。

住戸の専用床面積	1戸当たりの計画人口の数
29平方メートル未満	1
29平方メートル以上39平方メートル未満	2
39平方メートル以上91平方メートル未満	3
91平方メートル以上	3.5

5 4の項の住居専用地域とそれ以外の地域にまたがって事業が行われる場合の備考に定める人数は、住居専用地域以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合に応じ、次の表に定める人数とする。

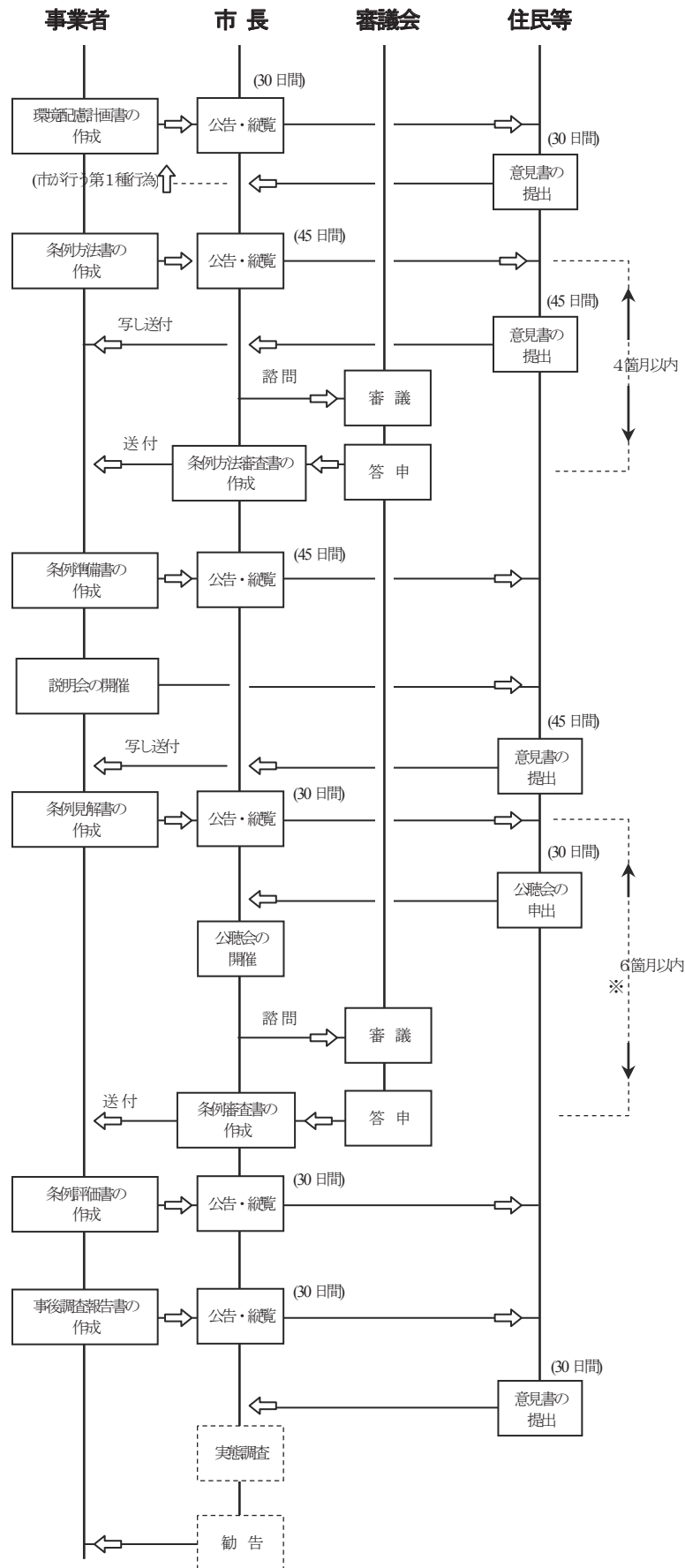
住居専用地域以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合	人数
10パーセント未満	300人
10パーセント以上20パーセント未満	340人
20パーセント以上30パーセント未満	380人
30パーセント以上40パーセント未満	420人
40パーセント以上50パーセント未満	460人
50パーセント以上	500人

6 原料及び燃料の量は、発熱量39,558.1725キロジュールに相当する量を重油1リットルと換算する。

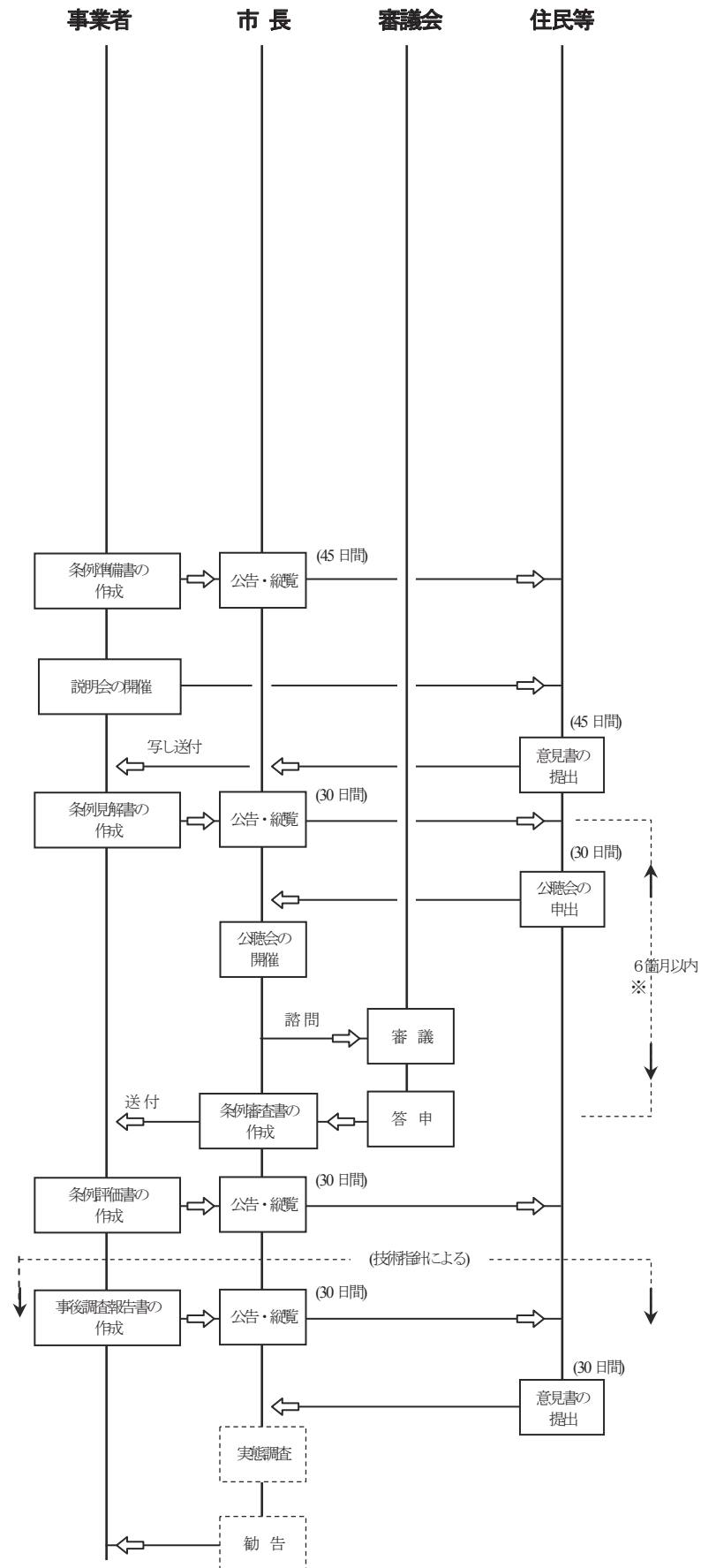
第1種行為、第2種行為、第3種行為の手続きの流れ

別表4

第1種行為の手続き

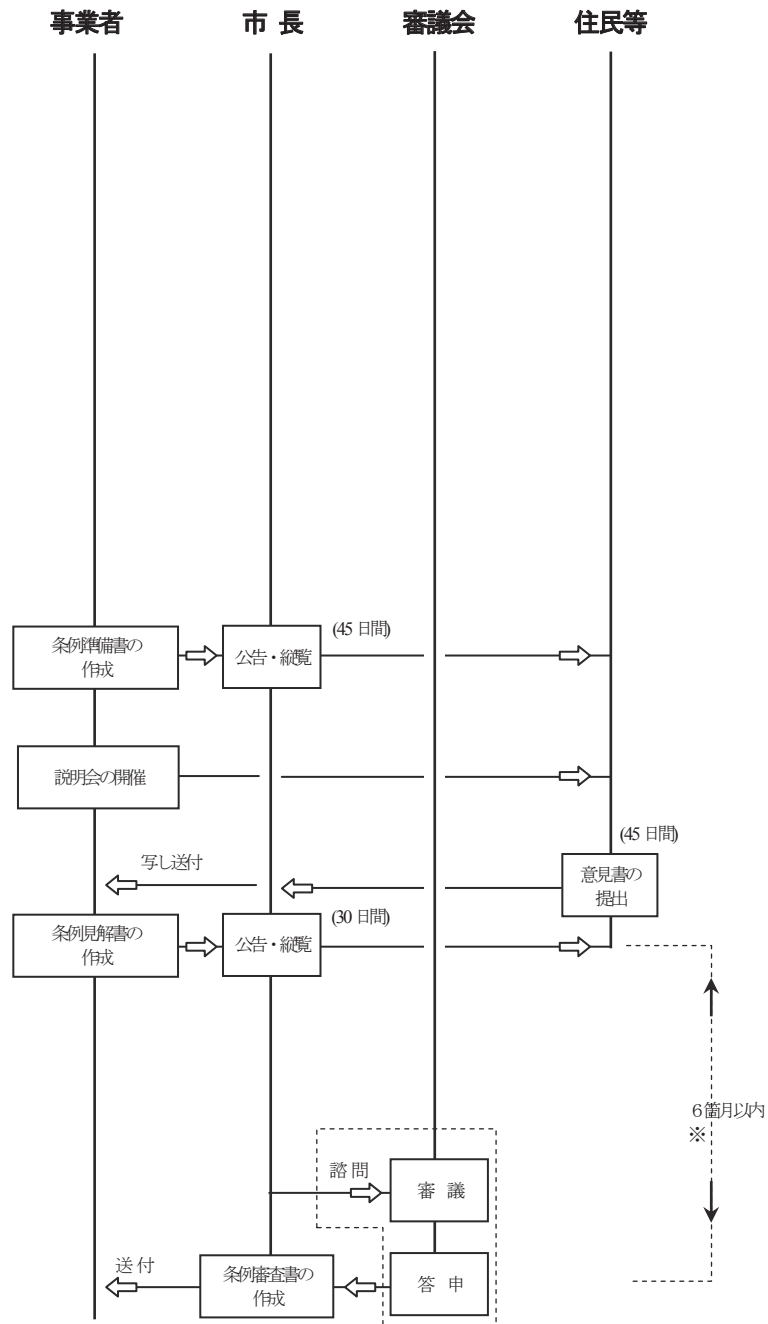


## 第2種行為の手続き





### 第3種行為の手続き



凡例	※	意見書がない場合は、条例(法対象条例)準備書の縦覧終了日の翌日から起算します。
	----	必要により実施します。

## 第17章 審議会等の設置、審議状況

### 1 設置状況

環境局関連では、環境審議会、環境影響評価審議会及び環境パートナーシップかわさきが設置されている。

環境審議会は、環境基本条例に基づき、環境行政の総合的かつ計画的な推進及び環境保全に関する重要事項を、総合的かつ専門的に調査審議するため、従来の環境保全審議会と環境政策審議会を統合し、平成16年11月に設置された。市長の諮問に応じて、環境基本計画の策定及び変更に関すること、環境調査指針に関すること、環境基本計画年次報告書に関すること、環境目標値に関すること、公害防止等生活環境の保全に関すること、緑の保全、緑化の推進、公園緑地の管理運営等に関すること、廃棄物の処理及び再生利用等に関すること等について調査審議する。環境審議会は常設の部会として、公害対策部会、緑と公園部会及び廃棄物部会が置かれている。また、必要に応じて、これら以外の部会（特別部会）及び2以上の部会による合同部会を置くことができるとされている。

平成24年度は、「川崎市の生物多様性地域戦略の策定に向けた基本的な考え方について」及び「川崎市緑の保全地域の指定について」、「川崎市における緑地総合評価の見直しについて」に係る諮問が行われた。

環境影響評価審議会は、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進するために、環境影響評価に関する条例に基づき、昭和51年12月18日に設置されている。環境影響評価審議会は、環境影響評価に関する条例の規定により市長が意見を聴くものとされている事項及び環境影響評価制度に関する重要事項について調査審議する。また、環境影響評価審議会は必要に応じ専門部会を置くことができるとされており、平成22年度は、川崎市環境影響評価審議会専門部会において、「環境影響評価等技術指針の変更について」諮問が行われ、審議された。さらに「今後の環境影響評価制度のあり方について」諮問が行われた。平成23年度は、前年度に引続き「今後の環境影響評価制度のあり方について」専門部会にて審議を行い、平成23年12月に環境影響評価審議会から答申された。また、「地域環境管理計画の変更について」諮問、審議及び答申が行われた。平成24年度は、「川崎市環境影響評価等技術指針の変更について」諮問、審議及び答申が行われた。

環境パートナーシップかわさきは、環境基本条例第15条第2項に規定する「市、市民及び事業者の協働による環境についての地域における活動を促進すること」を目的として、市民、事業者及び市職員から構成され、交流組織、提言組織及び情報媒介組織としての役割を担って、平成13年6月に設置された。

平成23年9月からの第6期では、太陽熱利用促進、車社会から公共機関・自転車・徒歩への利用促進などをテーマとする「温暖化対策部会」、PM2.5の測定体制と現状調査、ぜん息患者、公害の歴史などをテーマとする「大気・公害部会」、市民への分別収集に係るアンケートの実施、ミックスパーパー等の分別収集の取組状況などをテーマとする「ごみ減量・資源循環部会」、殿町国際戦略拠点キングスカイフロントの緑の創出に関する検証、市内の緑保全団体の取組事例紹介等をテーマとする「水と緑の保全部会」、小学校での環境教育に関する課題・問題点の調査、検証などをテーマとする「環境教育部会」の5部会に分かれ、現地調査や討議など部会活動を行い、各テーマについての理解を深めている。

## 2 審議状況

### (1) 環境審議会

議 題	答 申 の 内 容 等
・一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定の考え方について 諮 問 平成23年11月2日 答 申 平成24年7月31日	・平成17年4月に策定した一般廃棄物処理基本計画の最終期となる、平成25年度から27年度の行動計画改定の考え方
・生物多様性地域戦略の策定に向けた基本的な考え方について 諮 問 平成24年4月20日 答 申 平成25年4月9日	・多様な主体と連携し、川崎市の特性を踏まえながら総合的に取組を推進する地域戦略の策定に向けた基本的な考え方
・緑の保全地域の指定について 諮 問 平成24年12月21日 答 申 平成25年4月9日	・「片平富士塚」、「天神社鎮守の杜」の指定
・緑地総合評価の見直しについて 諮 問 平成24年12月21日（継続審議中）	・審議中（平成25年12月答申予定）

### (2) 川崎市環境影響評価審議会

諮 問 等	諮問・答申事項	審査書等公表
・川崎市環境影響評価等技術指針の変更について 諮 問 平成24年4月23日 答 申 平成24年11月12日	川崎市環境影響評価等技術指針の変更について	平成25年4月1日
・「川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画」 諮 問 平成24年5月29日 答 申 平成24年7月3日	法対象条例環境影響評価準備書の審査について	平成24年7月10日
・「川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画」 諮 問 平成24年5月29日 答 申 平成24年7月3日	環境影響評価準備書に対する市長意見作成のための審査について	平成24年7月10日
・「小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業」 諮 問 平成24年10月17日 答 申 平成24年11月22日	条例環境影響評価方法書の審査について	平成24年11月29日
・(仮称)小杉町二丁目開発計画 諮 問 平成24年10月30日 答 申 平成24年11月29日	条例環境影響評価準備書の審査について	平成24年12月7日
・(仮称)富士通川崎工場再開発計画 諮 問 平成24年12月26日 答 申 平成25年2月20日	条例環境影響評価準備書の審査について	平成25年2月27日

※平成24年度は、13回の環境影響評価審議会及び6回の専門部会を開催した。